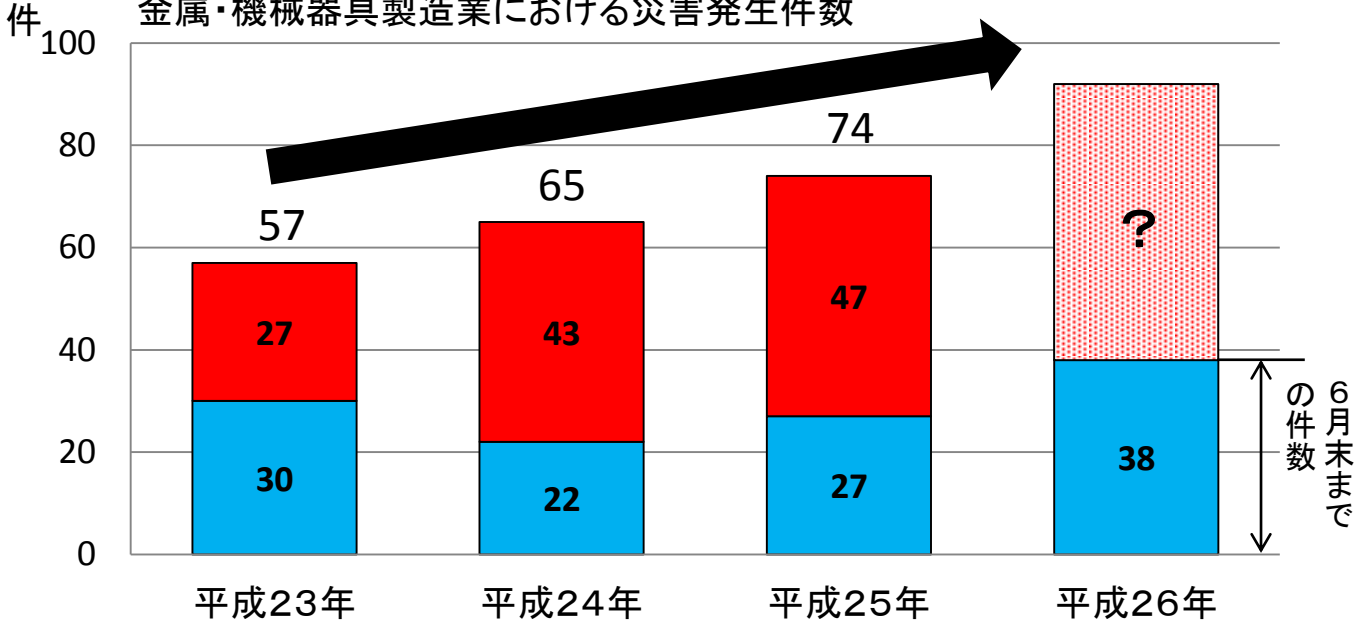


緊急事態

金属・機械器具製造業の死傷災害が増加しています

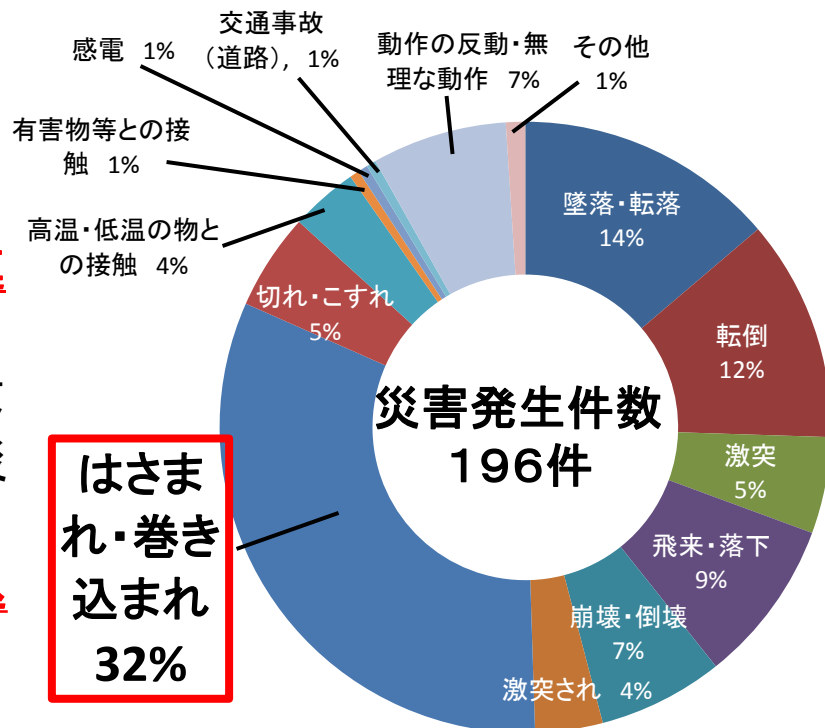
金属・機械器具製造業における災害発生件数



札幌中央及び札幌東労働基準監督署管内の製造業のうち「金属製品製造業」及び「機械器具製造業（一般機械・電気機械・輸送用機械）」において、死傷災害が3年連続で増加しています。

平成23年から平成25年までの3年間で発生した死傷災害(196件)を事故の型別で比較すると「はさまれ・巻き込まれ」が32%と最も多くなっています。

事故の型(H23~H25)



STOP！！はさまれ・巻き込まれ

一般動力機械等による「はさまれ・巻き込まれ」災害を防止するために次の3つの事項を守りましょう。

1. 点検・整備・調整等を行うときは確実に電源を切る！！

はさまれ、巻き込まれ災害の多くは、機械作動中に原料や製品の不具合を直すために加工部分に手を入れることにより、発生しています。



点検、整備や調整等を行う場合は、**必ず電源を切ってから作業を開始**しましょう。掃除や給油の場合などで、機械の運転中に作業を行わなければならない場合は、危険な個所に覆いを設ける、十分な長さの用具を使用する等により作業を行わなければなりません。

平成25年10月1日から、労働安全衛生規則が改正されました。

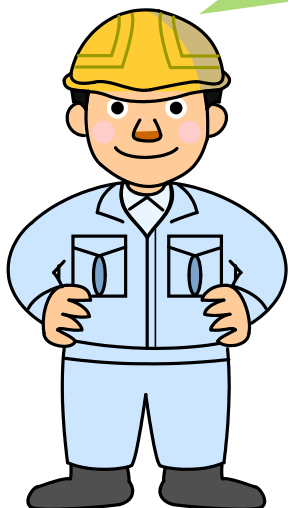
労働安全衛生規則**第107条**に、機械(刃部を除く。)の「**調整の作業**」を行う場合も、労働者に危険を及ぼすおそれがあるときは、機械の運転停止義務の範囲に**追加**されました。

これは、すべての機械に適用されます。

安衛則第107条(抜粋)

1 事業者は、機械(刃部を除く。)の掃除、給油、検査、修理又は調整の作業を行う場合において、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、機械の運転を停止しなければならない。

ただし、機械の運転中に作業を行わなければならない場合において、危険な箇所に覆いを設ける等の措置を講じたときは、この限りでない。



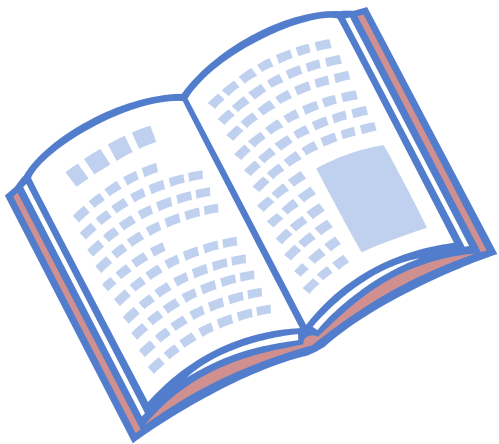
2. 機械の作動中は絶対に加工部分には手を入れない！！

機械の加工部分等で労働者の手のはさまれたり、巻き込まれたりする箇所には覆い、囲い等を設けましょう。

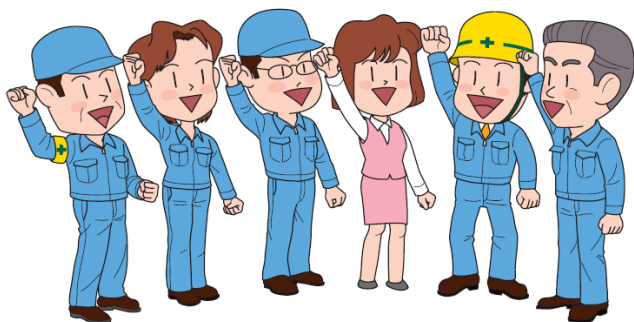
作業の性質上、手を入れる必要がある場合は**必ず電源を切りましょう**。また、必要に応じて適切な用具を使用して下さい。



3. 作業手順を遵守する！！



災害ゼロ オーッ！



労働者が安全に作業ができる**作業手順書を作成**しましょう。作業手順書では

- ①機械の操作方法
 - ②機械のメンテナンス等の作業方法
 - ③機械に異常が生じたときの対応の仕方
- 等を定めましょう。

作成した作業手順書については、**関係労働者に周知し、作業手順書を遵守するように教育**を行いましょう。

また、作業手順書の内容については、随時、見直しを図り、有効なものとなるようにしましょう。



12次防 みんなでチェック！機械の安全！！

推進中!

皆さんの事業場にある機械について、下記のチェックリストを使用して点検してみましょう。

- ① 動力プレス、シャー、ボール盤、旋盤等の各種金属加工用機械の加工部分に安全カバー、安全装置を設けていますか
- ② 機械の回転軸、ベルト等の動力伝達部分に覆い、囲い等を設けていますか
- ③ 機械に非常停止装置を取り付けていますか
- ④ 機械の掃除、給油、検査、又は調整の作業を行う場合、機械の運転を停止していますか
- ⑤ ④により機械を停止したときは、当該機械の起動装置に鍵をかけるか、当該機械の起動装置に表示板を取り付ける等、当該作業に従事する労働者以外の者が当該機械を運転することを防止する措置を講じていますか
- ⑥ 機械の故障や安全装置の作動について、始業前点検を行っていますか
- ⑦ 機械の作業方法や点検方法について、作業手順書等を作成していますか
- ⑧ ⑦の作業手順書を関係労働者に周知していますか

労働災害防止はトップの決意から！！



札幌中央労働基準監督署
札幌東労働基準監督署

(H26.7作成)